

知的財産戦略本部 構想委員会（第6回）

日 時：令和2年4月24日（金）13：00～15：10

場 所：Web開催

出席者：

【委員】渡部座長、梅澤委員、大崎委員、落合委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、
小谷委員、杉村委員、瀬尾委員、田中委員、中村委員、林委員、堀委員、
宮島委員、山田委員、山本貴史委員、コーカー委員

【事務局】三又局長、小林参事官、田淵参事官、吉弘企画官

1. 開会

2. 議事

・知的財産推進計画2020に向けた議論

3. 閉会

○小林参事官 知財事務局の小林でございます。定刻となりましたので、構想委員会を開始したいと思います。

本日も同じような形でウェブ会議ですので、ちょっとだけお時間をいただきまして、諸注意事項を説明していききたいと思います。

まず、会議中につきましてはノイズを防ぐために発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。こちらでもミュート操作をさせていただく場合もございます。

後ほど質疑応答の時間がございますけれども、御発言を御希望される場合は前回と同様に「挙手」ボタンもしくはカメラの前で実際に挙手といいますか、そういったアクションを取っていただくという形で進めさせていただければと思います。こちらのほうで座長に挙手されている旨をチャットでお送りするようにいたします。

御発言される際にはマイクのミュートを解除していただきまして、発言が終わりましたら再度マイクをミュートにという形になりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今回は事前にガイドをお送りしていますので、もし挙手とかチャットについて分からない点がありましたら、そちらを御確認いただくとともに、当事務局の電話番号も大きく記載しておりますので、実際に何かございましたら、そちらのほうに御連絡いただければ、すぐ対応するようにいたしますので、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから「知的財産戦略本部第6回構想委員会」を開催いたします。改めまして、進行を務めます知財事務局の小林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。今回もウェブ開催ですが、前回同様、多くの委員の方に御参加いただいております。改めてお礼申し上げます。

本日のアジェンダでございますけれども「知的財産推進計画2020に向けた議論」として、事務局から資料を御説明し、その後、委員の皆様との意見交換・質疑応答とさせていただきます。

本日も、有識者の皆様方の様々な識見をお借りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

続いて、委員の御紹介に移ります。御参加の委員につきましては、このシステムに参加者一覧という機能がございまして、ガイドのほうにも記載してございますが、参加者一覧で御確認いただくことができます。必要に応じまして、先ほど御案内したガイドを御参照いただければと思います。

欠席されている委員の方のみ御紹介いたします。本日は太田委員、迫本委員、米良委員、そして、山本正己委員から御欠席と御連絡いただいております。あと何名かの委員の方から遅れて御出席と伺っております。

以上が委員の御紹介になります。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。直前のメールでの送付となり、大変申し訳ございません。

事務局からメールで御連絡させていただきましたけれども、本会合で使用します資料は「知的財産推進計画2020素案概要」と「知的財産推進計画2020素案」。大きく、この2つになります。主にパワーポイントの形式といたしますか、一枚一枚の形式になっています素案概要について御説明・御議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この両資料ですが、通常の会合では机上配付となるもの、右肩の上に「机上配付資料※対外秘」と書いてございますので、委員限りとさせていただきますので、御配慮いただけますようお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

それぞれの各資料につきましては、画面のほうにも映っているかと思っておりますけれども、後ほど画面のほうで御案内するよういたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

○渡部座長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

まず、素案概要資料の「2. 『ニュー・ノーマル』と知財戦略」及び「3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」について、事務局より説明をいただければと思います。

○三又局長 皆様、本日もありがとうございます。知財事務局長の三又でございます。

まず、私からお手元に今、映し出されていると思いますが、縦置きフルテキストの資料の2ページから8ページまでの2. の部分を御説明させていただきたいと思っております。

これは今回の知財計画の各論がこの後、大きく3パートあるのですけれども、そこについて、全体をくくるような、今回のコロナ危機と、それに続くニュー・ノーマルの時代について述べて、それと知財戦略をどう考えるかということを総論的に述べているものでございます。

文書に沿って、ざっと御説明をしたいと思っております。大きくは、1番目が基本認識、2番目がコロナの影響と社会の変化、3番目がニュー・ノーマルに向けた知財戦略のあり方という整理になっております。

まず、1番目の基本認識のところでございますが、今回のこのコロナ危機というものは経済社会システムのあり方自体に不可逆的な大きな変化をもたらすものである。それで、緊急時モードが解除された後においても、元に戻るのではなくて、新しい常態、ニュー・ノーマルに取って代わられるであろう。我が国は、その変革の先頭に立ってリードすべく、官民を挙げて必要な取組を加速すべきであるということ。

それから、そもそも、今回のこの構想委員会の皆さんで議論をスタートしていただいたときは昨年10月ですけれども「価値デザイン社会」と「Society5.0」という大きく2つの指針を示して、それに向けた知財戦略の検討をスタートさせていただいたわけですが、

そこに新しくやってきたコロナパンデミック。これによるニュー・ノーマルへの転換というものが、この2つの指針でもともと進めようとしていた大きな流れを一層加速させる方向のものであろうということで、これからの我が国の知財戦略を考える上では「価値デザイン社会」「Society5.0」「ニュー・ノーマル」の3つが所与の条件といたしますか、それを念頭に進めていかなければいけないということを書いております。

2番目のコロナの影響と社会的な変化でございます。

まず、第1番目の項目は文化産業等に対する影響と対策。ライブエンターテインメントをはじめとするコンテンツ産業や文化・イベント関連産業、観光・レジャー産業、外食産業、ファッション関連産業といった、これは文化産業群と総称しておりますが、こういった文化産業群が、これは無形資産を中核に据えたビジネスを展開して、知財戦略・クールジャパン戦略の重要な担い手であるわけですけれども、こういった分野で多くの事業者や関係者の方たちが仕事の大幅な減少や喪失という危機的な状況に直面をしておられるということでもあります。

前回は御紹介したように、緊急経済対策を政府はまとめましたが、ここでは「緊急支援フェーズ」と「V字回復フェーズ」という2段階を意識して、前者では雇用と事業と生活を守り抜く。後者、2段階目では収束後の需要喚起と社会変革のための反転攻勢策を講ずるとされております。当面は、この事業継続・雇用継続を図ることが第一に求められることを書いております。

一方で、こういった文化産業といたしますか、コンテンツ産業などの分野でも、例えば有料でライブ配信を行うプラットフォームを新しく構築したり、無観客ライブのようなものもたくさん出ておりますし、例えば飲食の分野でいえば料理店がデリバリーで収益確保を図るといった、デジタルやオンラインの活用などを通じて、ニュー・ノーマルにいち早く適応しようとしている取組も出てきているという状況でございます。

もう一点、ベンチャー企業の経営環境にも甚大な影響があらわれて、適切な対応が必要になっているという認識を書いております。

大きな2点目として、リモート化・デジタル化及びデータ活用の急加速ということで、他方でそういうリモート化・デジタル化・データ活用が非常に社会全体で急速に進んできていて、テレワークやウェブ会議、オンライン授業などが出てきておりますし、オンライン授業に関しては、この構想委員会でも御議論いただいた、著作物の利用に関する対応がいち早く行われたところでございます。

オンライン診療や電話診療についても、時限的な規制緩和措置が講じられております。

また、携帯キャリアが有する位置情報データを用いた分析であるとか、これも前回、議事の中で御紹介がありましたが、アップルとグーグルの提携で、感染者と接触した人を追跡するシステムなどが出てきている。

3番目、4ページ目でございますけれども、協働・共創・共助の動きと書かせていただいておりますが、オープンイノベーションや協働・共創といったことは緊急事態に対して

は非常に複数の主体が協働し立ち向かうことの必要性が大きいということで、実際、いろいろな例が出てきている。例えば東京都が開設した感染症対策サイトはオープンソースとして公開しまして、全国各地で同じようなサイトがどんどん横展開が進んだ例とか、様々な知のプラットフォームができてきております。

また、国内外の大学あるいはグローバル企業などが、コロナ対策に有用な特許を無償でライセンスする動きが出始めておりますし、そういったオープンソースのソフトウェアなどを含めて、公益目的のために、知財に係る排他的独占権の行使を控えて、知的財産の利用促進を図るといった動きが出てきているということで、もともとコロナ前からオープンイノベーションというものは課題だったわけですが、こういった今回のことで社会実装が進むことが期待されるというものが③でございます。

④のところは人々の行動変容で、社会全般において人々の行動のリアルからオンラインへのシフトが見られるということで、デジタルとリアルの融合ということも従来は注目をされておりましたけれども、場合によってはそれすら制約を受けて、デジタルのみでいかに問題解決や価値創出を図るかということが問われるような局面も出てきております。

4 ページ目の一番下のところでございますが「平常時」への移行というものはスムーズに進むとは限らない。ここはこれからいろんなシナリオがあり得るわけですが「緊急時」が長く続く可能性や、緊急時モードを一旦解除した後にまた「緊急時」に戻さざるを得なくなるような可能性もある。また、今回のコロナが仮にワクチンか特効薬ができて、また第2、第3の新型ウイルスが近い将来に出てくるリスクも無視できないということでございまして、いずれにしても、緊急時モードが解除された後に全てがBefore Coronaの状態に戻るわけではなく、社会の多くの部分でWith Coronaにおけるパターンや環境が続いていく。そこに、もともとVUCAという流れがあったわけで、Volatility、Uncertainty、Complexity、Ambiguityという時代の基調が続いていくのだとすれば、このアフターコロナというものはモードが不安定な、今まで以上に動的な時代。それがニュー・ノーマルの本質ではないかということでもあります。

最後のパラグラフですが、日本以上に今回深刻な、甚大な影響を受けている欧米諸国において、どういうふうに行動パターンが、人々の行動パターンなども変わる可能性があって、日本に対する評価や日本の魅力のポイントも変化し得るということで、クールジャパン戦略やインバウンド戦略の練り直しが必要なのではないかということを書いております。

大きな3番目の、ニュー・ノーマルに向けた知財戦略のあり方でございます。

1点目は社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの加速ということで、これは経済対策の中でも、今回の危機をチャンスに転換し、デジタルニューディールを重点的に進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならないというふうにされているのですけれども、当然、こういうあらゆる分野においてデジタル・トランスフォーメーションを一気に進める機会だということでもあります。データの利活用については、その加速化をすべく、適切なルールや規制をデザインすることが非常に重要である。

イギリスの例で、これはこの場で前々回、末松理事長からいろいろな御紹介があったことも踏まえて書かせていただいておりますが、あと、喜連川委員から御紹介がありました、公的機関が保有しているデータを大学や研究機関に提供することはできるのだけれども、民間企業に提供できないようなルールになっているケースがあるということ。こういったことも含めて、我が国のデータガバナンスに見直すべき点が多々あるということで、これを総合的・加速的に対応していかなければいけないのではないかと。

6 ページ目でございますが、コロナ以前からこういったデジタル化・オンライン化のいろんな事例は今回進んだというのを御紹介しましたが、コロナ以前から課題とされていたものが多く、それが今回、必要に迫られて加速的に進んだということで、従来の規制改革の議論というものは非常に「局所最適」に重点が置かれて、なかなか改革が進まなかったわけですけれども、今回の未曾有の危機によって「全体最適」が強く要請される中で国民の受容性も高まって、そういう意味でこういったことを進めるのにはいい環境になってきているということを書いております。

他方で、いわゆる影の部分といいますか、サイバーセキュリティーとか不正行為などの問題はますます重要になっておりますし、当然、プライバシーや知的財産の適切な保護についても配慮する必要がある。今回、諸外国の中では国家権力による「監視」が強化され、それが少なくとも短期的には効果を発揮したようなケースも見られる中で、我が国がどうやって対応していくかというのはなかなか容易な問題ではない。究極的には「倫理」が問われるということを書かせていただいております。

あと、標準の活用ということもこういった、特に複数主体が一緒に取り組むということを考えれば非常に重要である。

その次のパラグラフで、観光などというところですが、地域経済については、リモートというものが一般化していく中で、地方の大都市との距離という、今まではディスアドバンテージであったものが、むしろニュー・ノーマルというものは地方にとってはアドバンテージをもたらす面があるということでもあります。

最後のところですが、ベンチャー企業の苦境ということを先ほど述べましたが、感染症対策とかデジタル・トランスフォーメーションにおいてベンチャー企業というものは非常に重要な貢献が期待されるわけなので、決してスタートアップの意欲が萎縮しないような政策的支援が求められるであろう。

大きな2番目は、文化産業に対する国の支援のあり方です。まさに文化というのは人が苦しい状況に置かれたときの「心の拠り所」を与えてくれるものだということ。したがって、文化の灯を消してはならないということを書かせていただいております。

それから「無形資産」を中核とした、まさに成熟国家・日本のこれからの経済の基幹産業として期待されている、こういう文化産業であるわけですが、それが非常に危機に瀕しているということで、何よりも日本の文化産業に対するセーフティネットが欠如していたことが今回は大きく露呈したと言えらると思いますし、これは今回が済めば終わる

話ではなくて、今回のような「事業途絶リスク」というものは今後も続いていく。

そういう中で、文化産業に対する支援のあり方の再検討をする必要があるのではないかと。業界の中で対応すべき問題もあると思いますが、国家としての支援のあり方も問われているのではないかと。デジタルやオンラインをもっと活用できるようにするというところでいろんな施策が考えられます。それだけではなくて、やはり業界特有のリスクをどうやってカバーしていくかということも考える必要があるだろう。

③で、知的財産の保護と利用、それから、公益と私権のバランスという点でございます。知財保護にフォーカスされたものを、保護と利用のバランスを重視するという流れに近年はなってきたわけですが、今回のニュー・ノーマルというものはその方向性を後押しすることになるだろう。

既に御紹介した特許の無償開放などもまさにそういう流れと考えることができますし、今回のコロナウイルス対策のワクチン・治療薬などを念頭に、特許の強制実施権の仕組みを整備しようとするような動きも諸外国の中には出てきているという情報もございます。こういった国際的な動向も重視しながら、我が国の戦略は適切に考えていく必要があるだろう。

この公益目的と私権、知的財産権なりプライバシーなりとのトレードオフも今回、いろいろ浮き彫りになってきているということでもあります。それから、下のほうに書いてありますが、まさに緊急対応に忙殺される企業を狙い撃ちにするような形で、いわゆるパテント・トロールによる集中攻撃が外国では発生しているという情報も出てきております。これも非常に難しい問題です。それから、先ほど御紹介したアップルとグーグルの連携による追跡システム。これは個人のプライバシーの問題も含んでおりますけれども、それだけではなくて、こうした社会的なアセットともいべきクリティカルなデータを企業が独占することをどこまで許容すべきかということもさきの委員会でも論点になりました。

最後の④でございますが、価値デザインの実践拡大ということで、もともと価値デザイン社会というものを目指して議論をしていただいていたわけですが、まさにそこでも言っていること。これは今回の事態、ニュー・ノーマルにおいて、今まで提供してきた価値を続けていくことが困難な企業がたくさん出てくると思います。そういう意味で、目指すべき提供価値を再定義するような必要に迫られている企業が出てくる。こういう中で、まさに価値デザインの方法論が有効ではないかということで、これをまた災い転じて福となす。そして、未来志向の企業経営が我が国で着実に広がる契機になることが期待されるような中身でございます。

最後の（４）のところで、この後の各論の御説明につながる話なのですが、今回の推進計画においては、短期的なといいますか、緊急対応の施策。これは先ほどもちょっと御紹介した4月20日の閣議決定の経済対策をはじめとして、既に政府が講じている対策がございます。それから、恐らく今後も繰り返し追加的な対策が打たれていくと思いますが、そういったものは基本的には知財本部とは別の場で検討・決定されていくことになりま

で、その具体的な施策の中身については、この推進計画の中には原則として記載はしておりません。

他方で、今、私の説明の後半にあったニュー・ノーマルに知財戦略としてどう取り組んでいくかということについては、逆に知財戦略の全ての分野にわたる話でございますので、これについては、それぞれのところでも必要なことをしっかり記述しておりますし、一見、今までのビジネス・アズ・ユージュアルのように見えるような施策、全て単なる延長ではなくてニュー・ノーマルの今、申し上げたような時代認識を前提にいろんな修正を加えてやっていくべきものであるという認識を示しているところでございます。

若干長くなりましたけれども、私から2. のところの御説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

資料3のほうは小林参事官からお願いいたします。

○小林参事官 ありがとうございます。

引き続き、各論の「3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」について御紹介していきます。今、画面のほうを切り換えます。素案概要という横長の大きめの紙になりますけれども、そちらのほうで御説明していきます。2ページからになります。

細かいところは（1）から（7）ということでそれぞれの各項目がございますので、それについて次のスライドから御紹介していきます。3ページになります。

まず「（1）創造性の涵養・尖った人材の活躍」で、人材育成、教育パートという部分になります。

課題認識を今、下に4つぐらい挙げてございますが、まず1つ目ですけれども、様々な全国を取組を実際に求めている人がどうアクセスしていくか。そういった課題感があるというもの。

2つ目ですが、これは我々、知財事務局で進めているものでございますけれども、引き続き「知財創造教育」を推進して、さらなる普及・実践に取り組む必要があるであろう。そういう場面に来ているということになります。

先ほど局長の三又よりございましたが、新型コロナウイルス関係もここに載っております。教育環境におけるデジタル・トランスフォーメーションへの対応。やはり、ここを考えていく必要があるであろうということ。

最後ですけれども、構想委員会の社会実装で御議論いただきましたデジタルシフトに適応した人材の不足という中で、もちろん、そういった方々の働き方の推進というものもありますが、それ以外にも実際に社員の方のスキル強化ということで、リスキリングとかアップスキリング。そういったものをしっかり進めていくことが必要ではないか。そんなような議論がされましたので、これに関する施策をここの（1）に含ませているという点がポイントになります。

次に、4ページになります。2つ目のところですよ。これはどちらかといいますと、それ

ぞれの各主体ということで、地域エコシステムです。地域価値ワーキンググループで議論されたものと、それぞれの各主体がどういう取組が必要かというところを課題認識としてまとめた部分になります。

一番上ですけれども、大学になりますが、やはり産学連携、大学と企業、双方に利益のあるwin-winの関係構築をいかに進展していくかということ。

2つ目はベンチャーですけれども、次のスタートアップにつなげるためのエコシステムをしっかりと組んでいくということ。

中小企業の皆様にとっては、中小企業の価値デザイン。どういうふうに経営をデザインしていくか、どういう価値を生み出すかというところを推進していくことが必要であるということ。

次ですが、先ほどちょっとお話ししました地域価値ワーキンググループですけれども、持続可能な価値の創出につながるエコシステムをどう形成していくかということ。

残り2つですが、農業につきましては法改正なども最近取り組まれています、ノウハウ等の流出を防ぐというもの、データ利活用を進めていくということ。

最後、コロナウイルスですけれども、収束後に地域の活力をどう取り戻していくか。そういったエコシステムの構想が求められるというふうに結論づけて、各施策をこのパートに載せているものになります。

めくっていただきまして、次は(3)になります。デジタル・トランスフォーメーションの推進、AI・データ等の利活用に向けてということです。

ここはやや、それぞれの項目が多くなっていますが、AI・データ利活用に関する課題。

2つ目になりますけれども、先日御紹介しましたデジタル・トランスフォーメーションの事例を、経営をデザインするという視点で分析したというものの御紹介。

3つ目ですが、データの中でも特にリアルデータの活用可能性が高まっているだろうなどというところを課題認識として載せてございます。

その下ですけれども、統合イノベーション戦略推進会議の下に「デジタル社会構築TF」というものをつくりました。そういった中でのデータ形式や機能、取扱いなど、様々な共通ルール、これからの標準のつながりなどというものを課題認識として載せています。

その下ですが、様々なプラットフォームができていの中で、そのプラットフォーム間連携技術のやはり国際標準化というものも一つの大きなキーになりますので、ここに載せております。

次ですけれども、OSSの必要性・価値・リスクの周知が必要ではないかというところ。

その下ですが、新たな紛争処理や権利保護のニーズが高まっておりますので、そういった特許制度のあり方を引き続き検討する必要があるのではないかとこの部分。

最後はやはりコロナウイルス感染症の拡大ですけれども、デジタルを活用して乗り越える活動が普及した中で、では、そういったところをどう後押しするか、どういったプラットフォームが必要になるかというところを課題感として載せているのがこの(3)のパー

トになります。

6 ページになりますが「(4) 戦略的な標準の活用」で、その中でも一つ、標準というものに大きくフォーカスしたということで、先日、立本先生に御紹介いただいたパートはここに含まれているものになります。

「モノ」から「コト」へ移行する中で、やはり標準というものをシステムやサービス、データといった横断的テーマに軸足がシフトしているということ。

標準というものが、新たなビジネスの中で上書きされるスピードが速まっているのが2つ目です。

3つ目ですけれども、やはりコロナウイルス感染症収束に向けた中で、標準化が果たす役割を十分に理解した社会や事業のデザインが求められているであろうということ。

残り2つですが、戦略的な標準の活用にはどんなことが必要か。官民の意識改革であるとか、縦割りになっているものをいかに横連携していくか。そういう全体最適の視点からプラットフォームをどうつくっていくかという課題認識になります。

最後ですけれども、海外展開のパートになります。ASEANなど周辺諸国に対する提案でありますとか、標準と政府調達との連携などを通じまして、日本の技術をいかに世界に広めていくか。そんなところを課題感として載せているのがこの(4)のパートになります。

(5)はオープンイノベーション、共創部分というところで着目したパートになります。

一番上にありますが、コロナウイルス感染症拡大のような状況の中では、やはり単一主体では立ち向かえない緊急事態ではないか。したがって、オープンイノベーションはここに大きくフォーカスが当たるのではないかとこのところで述べております。

2つ目ですけれども、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正案などを含む法案が国会審議中でございます。そういった中の課題感ということで、国立大学法人等については政令での対応も含めて、ここで挙げているものになります。

3つ目ですが、これも引き続きの項目になりますけれども、SDGsプラットフォームというものの構築について進められているところがございまして、それについても引き続き取り組むというところです。

最後ですが、研究成果の社会実装というところになりますけれども、イノベーション経営を行う主体が世の中に広く認知されることが重要でありますし、2030年以降も持続的な国際社会の構築を我が国は牽引していくということで最後を締めくくっているのが、この(5)のオープンイノベーションのパートになります。

最後の(6) (7)が次の8ページになります。これも価値デザイン社会というところからの継続のポイントになりますが「(6) 価値デザイン経営 考え方の普及と実践の促進」で、さらにそれらを進めていかなければいけないということが書いてあるところになります。

例えば3つ目のポツにありますけれども「経営デザインシート」を活用した、バックキャストで多様なステークホルダーと価値を共創する価値ネットワークの構築が必要という

ことでしっかりそこを打ち出しているというところになります。

最後になりますが、アフターコロナの世界はビフォアコロナの世界と同じではないという中で、では、そこをどう後押ししていくかということで「経営デザインシート」の普及浸透が求められるのではないかとこのところで結論づけているところになります。

最後の「（７）戦略的な知財活用の社会実装に向けた環境整備」になります。

社会実装パートでもお話が出ていましたけれども、時期を逸さない制度整備が必要不可欠になるというところで、構想委員会で御議論いただいた部分がこの（７）の中に含まれているという形になります。

第３章のパートの説明は以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま局長、そして、小林参事官から説明をいただいた内容について、これから御意見をいただきたいと思えます。御自由に御発言をいただければと存じます。

○三又局長 渡部座長、ちょっとよろしいですか。

今、説明した中で、私が説明させていただいた中身は全体にまたがるものですが、クールジャパン戦略とコンテンツについては後半に別途ディスカッションしていただくこまがありますので、特に今、小林参事官から説明があった部分あるいは本当に総論的なことを中心に御議論いただければと思えます。

すみません。よろしくお願いたします。

○渡部座長 そういうことで、２回に分けてやりますので、よろしくお願いたします。

冒頭、事務局から説明がありましたとおり、御発言の方は「挙手」ボタンないしはカメラに向けて分かるような形でお知らせいただければと思えます。

また、発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言いただければと思えます。

いかがでしょうか。御発言の方はおられますか。

では、瀬尾委員、お願いたします。

○瀬尾委員 皆さん、お疲れさまです。

いろいろ見て、この前のコロナの状況を反映させるということで非常に進歩があったと思っています。

正直言って見通しが利かないのですけれども、日本は一応、来年の夏にオリンピックをやると言っているわけですね。そのオリンピックというものは、ある意味でいうと、要するにコロナで一旦立ち止まった世界経済がもう一回リスタートするときに、日本にとっては非常に強いアドバンテージになり得るだろうと思っています。

ただ、来年の３月31日まで、この2020年度で準備をしないと、2021年度の夏ですから、3か月では何もできないので、今年度から来年のオリンピックもしくは2025年の万博というものを見据えて、アフターコロナの中でどういうふうに日本が世界に先んじて経済回復をしていくかという、特に知財において、そういった意味ではオリンピックとかそういうことについても若干分からないなりに考慮していくことがいいのではないかと思います。

そういったスケジューリング的なところで考えることが一つ。

もう一つは、アフターコロナのときに、やはり知的創造のサイクルが変わるのではないかと思っているのです。今の創造サイクルではなくて、単純にVRとか、人が動かないで、より知的な、より知財みたいな無体財産的なものの中でいろいろなものを享受していくような形があると思うのですけれども、いわゆる新しい創造のサイクルというものをVRとかのテクノロジーを織り交ぜながら少し研究をしていく、もしくは実現していくという部分を少し踏み込んで、そこら辺と併せて、次年度、来年度の大きな復活に向けたビジョンをやはり見ることも必要なのではないかなと思います。

大枠ということですので、ちょっと長期的なものを取り組む必要があるかなと思ったので、一言申し上げました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、挙手をされておられますね。よろしくをお願いします。

○林委員 ありがとうございます。

この新型コロナ・パンデミックのさなか、これまでの多様な議論を盛り込み、このようにすばらしい素案を準備していただき、事務局の皆様、お疲れさまです。ありがとうございます。

この「2. 「ニュー・ノーマル」と知財戦略」について、2点コメントさせていただきます。

まず、2. の「(2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響と社会の変化」の「④人々の行動変容」の最初のポツに、「今回の事態により、社会全般において人々の行動のリアルからオンラインへのシフトが見られる。」に続く例示としては、例えば今までもあったオンラインショッピングとか先ほどもお話しに出たオンラインのフードデリバリーが増加していることや、高齢者や入院者の方々とオンラインで面談するといった新たな形態も追加できるのではないかと思います。

2点目は、2. の(3)の直前にある、(2)の最後のポツです。「新型コロナウイルスの影響は、欧米諸国においては、我が国よりもはるかに甚大である。そうした中で…」云々かんぬんとあって、最後に「再評価される可能性もある」と書かれております。この中で、我が国の「医療システム、医療保険制度のあり方」も再評価のところに例示として挙げられているのですが、思うには、むしろ今回の新型コロナ対応の局面で、日本の医療システムと医療保険制度のデジタル化の遅れが露呈したと言えるのではないかと私は思っています、どちらかというところポジティブな再評価の例として挙げられている例と一くりにできるのか、少し疑問に思いました。

これとも関連するのですが、2. 「(3) ニュー・ノーマルに向けた知財戦略のあり方」の「①社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの加速」の二つ目のポツです。「例えば」というところで「英国においては」と書かれて、その後に「また、我が国にお

いては」として、ビックデータの民間活用が進んでないという記載が続いているのですが、ここの文脈としては「また」というよりは「これに対して、我が国においては」としていただいた上で、現状の問題点として、そもそも、我が国においては、PHR（パーソナルヘルスレコード）が一元的にデジタル管理されていないため、患者本人が同意しても、過去の診療、投薬歴などを容易に利活用できない場合があるという文章を入れていただき「また」とつなげてはどうかと思います。

データヘルス改革では以前から指摘されていた問題ですが、今回の新型コロナでも、緊急時に自分のこれまでの診療歴、投薬歴等を医療関係者に正しく伝えるのは、本人や家族にとっては不可能に近いものがあります。こういったデータがデジタルで一元的に管理されて、マイナンバーなり社会保険番号を使ってそれが瞬時に分かるようになれば即時に必要な手当てができるということにもつながると思いますので、①の加速する事項に、PHRの一元的なデジタル管理への取組を入れていただければと思います。

2. については以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、山田委員が挙手をされていると思います。よろしくお願いします。

○山田委員 山田です。お疲れさまです。

今回のこのニュー・ノーマルを見据えた知財戦略についての文書はより一步踏み込んだ内容となっていて、この知財推進計画2020にぜひ入れておかなければいけない内容だと感じました。

私もここに来てウェブ会議を否応なく行うようになってきて、今日も仙台からですけれども、仙台からでも十分、ウェブ会議ができるということを実感しています。これを機に東京一極集中の解消に弾みがついて、地方に優秀な人材が移動し、ここで活躍する社会が来るのではないかというのを期待しています。今回のコロナに限らず、地震等のリスク分散を考えても、リモートワークやウェブ会議のインフラを整備して一極集中を解消すべきだと思っています。

今回いただいたこの文書の中にあるように、社会全体でリモート化・デジタル化が進み、大都市圏との距離が縮むニュー・ノーマルは地方にとって相対的なアドバンテージとなるとありますが、私もまさにそのとおりだと思っています。地域価値ワーキンググループでも現在、アフターコロナを見据えて、どう地方を活性化していくかという報告書をまとめていますけれども、一番の問題がやはりいかに人材、資金を呼び込むかというところに課題がありますので、アフターコロナにこの地方にとっての相対的なアドバンテージをもっと地方自治体や行政の方々にも感じてもらいながら、今後の地域の活性化政策に活用するように働きかけていく必要があるかなと思っています。

あと、余談ですが、東北は水もお米も空気も大変おいしくて、ちょっと田舎に行くと自然豊かで、ソーシャルディスタンスも2メートルは自然に取ることができますので、私も今、会社にいますけれども、自宅から歩いて出社してこの部屋に来るまで数人しか会わ

ないので、一方で仙台は政令指定都市でもあって100万人の人口がいるので、それなりに文化施設も商業施設もありますので、アフターコロナがもし落ち着きましたら、皆さん、ぜひ東北へ移住も考えていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 梅澤です。

まず、総論の部分、三又局長が御紹介されたところは本当に問題意識を的確に指摘されていると思いました。基本は大賛成です。

事務局の皆さんにお願いは、この後半の議論にも共通する話なのですが、この総論で掲げている問題意識あるいは危機感をしっかりと各論で受けた形にさせていただきたいと思います。一部取り込んでいただいているのはもちろん理解はするのですが、まだ項目としては過去1年、ビフォアコロナの時代に議論をしてきたビジネス・アズ・ユージュアルの項目がそのまま相当残っていて、そのままやり続けるべきものはもちろんあるのは分かりますが、やはりちょっと考え方を考えるべきものが幾つかあるのではないのかなと思います。

それから、総論でもう一点、これは御検討いただきたいと思うのが、短期的支援策のことに関して多少言及をしています。現状の短期的支援策は中小企業をかなり手厚くサポートする内容にはなっています。ところが日本企業の、GDPでいっても、それから、雇用でいっても、一番大きなセグメントを占めている中堅企業は、実は現状の支援策ではほとんど焼け石に水の状況です。例えば持続化給付金一律200万円、雇用調整助成金の上限8300円、あるいは日本公庫の緊急融資が上限3億円ということなので、これは中小企業を救えても中堅企業は全く救えない状況なので、そここのところに少し目配せをすることを総論でも織り込んでいただいたほうがいいのではないのかなと思います。

各論について、小林参事官が御説明されたところで2点だけございます。

1つ目は、5ページの(3)でAI・データ利活用のところがありました。これはコロナ対応の新しいビジネスモデルを後押しするような規制改革をどんどん進めるということと、それから、もしかしたら、ここに助成金を充てるのはないのかなと思いました。結局、今、このコロナのピンチを新しい機会にして、ソーシャルイノベーションと産業のイノベーションをどれだけ加速できるかという話なので、そこを強力に後押しをすることが結果的には4ページで言っているベンチャー政策にもつながってくると考えます。今、ベンチャー企業は資金調達環境が一気に反転をして、キャッシュアウトを止めないと潰れてしまうと言って相当苦戦しているベンチャー企業はたくさんあります。彼らの生命線は、彼らが提案する新しいビジネスモデルをどれだけのスピードで社会の中で拡大していけるかということなので、まさに規制改革そのものなのですけれども、そこをさらにピボットするベンチャーを後押しする意味で、例えば助成金のプログラムを充てるみたいなアイデアはある

ではないかというのが1点目。

それから、各論の2点目が3ページの創造性と人材のところ、先ほど瀬尾委員が言われた話につながりますが、ウィズコロナに適用するというのは、言い換えるとデジタル・トランスフォーメーションそのものです。このデジタル・トランスフォーメーションにフォーカスをしたような大学あるいは企業内の様々な人材育成を今年の前半・中盤で一気にやるというぐらいのスピード感で人材供給をすることが、結果的には産業界あるいは社会のデジタル・トランスフォーメーションあるいはコロナ対応を一気に進めることにつながるのではないかなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村伊知哉でございます。

昨日、梅澤委員らとクールジャパンワーキングに出席をいたしまして、その立場で報告をしておきますと、昨日の議論が実はかなり激論になりました。そこで私どもが申し上げましたのは、今は平時ではない、非常時だ。そういう認識をどう示すかが問われているということでありました。

2003年に知財本部ができて、その後、リーマンショックがあって、3.11も乗り越えてきたのですけれども、それを上回る危機であることを示す見識が我々に求められているのではないかと。コロナを乗り越えなければクールジャパンそのものがなくなるという認識を示したところです。

知財計画というものはどちらかというと長期の戦略を描くものですが、クールジャパンの部分が総論として今の危機意識をどう書くかが重要だという議論をいたしました。しかしながら、昨日、その場では出ておりませんでした、今日出された2. のニュー・ノーマルという文章に全て、我々が申し上げたかったことが全部書いてあると思っておりまして、これでいいと考えます。これは事務局が書かれた今日初登場の文だと思いますけれども、激文を静かに書かれた名文だと私は思います。

コロナによる社会経済の変化を強い危機感を持って示した上で、今後の知財戦略としてDXの加速と、文化産業の支援と、知財の保護・利用のバランスという3項目。これも的確だと思います。これがあれば、あとは個別の施策が並んでいるだけでもいいのではないかとぐらいに考えております。

以上です。個別の施策については後ほど申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 喜連川です。

今日も私ども、この委員会が始まる前まで2時間ほど、大学の先生を対象に遠隔授業をどうやるかというのでオンラインで2,000名以上の方が御参加になられたのですが、その中

で御講演をいただいたのが2代前の京都大学総長、長尾真先生で、先生は一昨年に文化勲章を受けておられます。その中でおっしゃられたことは、関東大震災や終戦の時期を振り返ってみると、こんなコロナの時期よりもはるかに苦難の連続であったということをおっしゃられまして、ここで先ほどと同じ、横長の資料の3ページの「(1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍」というページがあったかと思うのですけれども、こういうことよりも、そもそも一体、自分たちは何をしなければいけないのか、何のために勉強しているのかという根源的な問いを考える極めて重要な時期であるとおっしゃられました。

先ほど林委員のほうから我が国の医療体制は云々というお話もあったわけですが、あの話も一体、日本の医療たるもの、どうしていくべきだろうかということを考えれば今、言っているようなちょこちょこした不具合などというものは本来、どんどん自浄努力で直っていくべき問題なわけです。今回見ていて、韓国は圧倒的にSARSで防護体制が置かれていますし、NDBも全部リアルタイムで動いている。国家の医療たるもの、どうあるべきかという原点を考えている国とそうでない、ちょっと悲壮的に、ある種、追いかけているということばかりとは言いませんけれども、どちらかという、そういう傾向に流されている国で大きな力の差が出てきているような気がします。そういう意味で、とがった人材をどうのこうのというよりも原点で、全ての国民が根本的に考え直すというメッセージをどこかにお入れいただくのがいいのではないかと。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、小谷委員、お願いします。

○小谷委員 小谷です。

この間に研究現場の、特に国際的な連携と人材交流に関しての動きが大きく変わっています。それまで国際連携、産学連携、それから、人事交流というものを強く必要だということで推進してきたわけですが、コロナでそういうことが完全に止まっています。その中で素早くスピーディーに行動を変えている人たちもたくさんいて、今までだとクローズにされていた様々なワークショップとかセミナー等がオープンにアクセスできる状況がある一方で、全くそういうことから取り残されている人たちは情報が入らなくなっているという格差が既に生まれつつあると思っています。

先ほど山田委員のおっしゃられたように、例えば地域の活性化とか中小企業の活性化というときに、デジタル・トランスフォーメーションは非常に重要ですが、法整備や環境整備が必要なことは当然ではあるのですが、情報に取り切れない人や、適切な指導や情報提供が必要な人がいるわけです。それを非常に一つ、プラットフォームを置いてというのではなかなかそこまで手が伸びないわけですので、例えば地域における活性化のハブになるようなところや、そういうことをきちんと明確にして、このデジタル・トランスフォーメーションに国民全員が乗っていくような、そういう環境整備も大変重要だと思っています。地域においては、例えば大学等がそういうところのハブになる可能性はあると考

えています。

よろしく申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

この後、山本委員、宮島委員、久貝委員、落合委員、川上委員の順番でお願いします。

まず、山本委員、お願いします。

○山本委員 山本です。

私がチャットで発言しますと言った後に梅澤委員の発言を聞いて、ほぼ同じ内容だったのでちょっとやめようかと思ったのですが、産学連携のところで、余りにも抽象的な表現がパワーポイントの中ではあります。産業界と大学がwin-winの関係を構築するという話はあるのですが、これは言ってみれば何も言っていないのに等しいようなメッセージになっています。先ほど梅澤委員がおっしゃったように、リモートが当たり前になって、多分、ポストコロナの時代になってもリモートでコミュニケーションをやっていくことが通常になっていったときに何かあるのかというのを考える必要があります。例えば、SINETであるとか5Gというネットワーク整備がますます重要ではあるのですが、そこに流していく教育コンテンツで、特にデータサイエンスであるとかAIといった教育コンテンツを大学と産業界でつくって、これが提供できるという状況をつくっていかないと、余り変わらない。コミュニケーションの方法が変わっているだけということになるのではないかと考えています。

なので、価値観は変わるのですが、そこでニュー・ノーマルの時代に私たちが知的財産というアプローチで何ができるのかというふうに書かれていったときに、やはりコンテンツが重要だと思うのです。そこで具体的にどういうコンテンツを蓄積していくのかということのスタートを切るのが、大学と産業界で一緒にやっていくことが重要ではないかというのが私の意見です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 お疲れさまです。

私たちはコロナのことが起こってから、いわゆる国民の現場の動きを取材するという状況になっております。今までデジタルとか、いろんなことに後ろ向きだった人たちも、いろいろ言い訳をしていた人たちも、いやが応でもやらなければいけない状態になっていると思っています。こういう機会なので、これをまさにうまく捉えてみんなが変われば、次のコロナの後是非常にいい状態が生まれるであろうし、一方で心配な状態もあるのかなと思っています。

例えば一つは、今回の状況で著作権とかがスムーズに使えるようになったのはいいことなのですが、逆に言いますと、今回を機会に様々な無料サービスが提供されていて、それは使うほうにとってすごくありがたいのですが、よりコンテンツの知財というものに

対して意識しないと薄まってしまわないか。要するに、ネットにあふれているものは何でも無料で使っているとか、無料で見てもいいという感覚に慣れてしまうと、その後、復活したときにもマネタイズすることに困難が出てしまうのではないかと心配しています。

それから、短期的に触れる人が多くなって、無料であるものも増えるということは悪いことではないと思うのですが、コンテンツのところにはちゃんとお金を払う、対価を払うことを、本来ならそうだとすることを意識しながら広がっていかないと、ちょっとまづいことが残るのかなと思っています。

プラス、ここまでベンチャー企業が、そういうコンテンツ産業がすごく人気だったのですけれども、ここに来て、学生さんたちがそういったところから遠ざかりそうだと感じがあります。私たちもある意味のコンテンツ業界なのですが、やはりこの状態でコンテンツとかベンチャーとかというものが非常に危ないのではないかと、新しい能力のある学生たちが流入してこないということになってしまふことを心配しております、そうではなくて、この世界、ここを乗り越えたらちゃんとやっていけるのだということ早くからちゃんと伝える必要があると思います。

そのためには、まずは政府の経済対策かなというふうには、前回、堀委員がおっしゃった、コンサートのチケット代を払い戻ししなければ寄附控除が使えるという仕組みで、政府も気にしてはいると思うのですが、一方であれば、本当におっしゃったように、使いづらい。寄附控除をやるということを知らなければやりにくいし、なかなか、その宣伝もしにくい状況かなと思いますので、もっとそこら辺の簡略化もする必要があるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、落合委員、お願いします。

○落合委員 よろしくをお願いします。

私は教員で、経営者で、アーティストで、研究者をやっているのですが、主に4点ほどあります。

1点が、アートのお話をもう少し書いてもいいのかなという点です。具体的には、演奏するタイプや演劇するタイプのアーティストと、いわゆるギャラリーや美術館で展示するタイプのアーティストでは、方向性がかなり異なると思うのですが、どちらも今エンゲージメントが非常に下がっているなと思っています。例えばオーケストラをやるにも、オーケストラが集まること自体がそもそも密になってしまうし、今年の年末の第九のコンサートは開催することがおそらく難しいのではないのでしょうか。また、展示をしたくてもギャラリーに多くの人が集まることもできないですし、人をたくさん呼んで美術館で開催することもできません。

このような状況の中での、エンゲージメントを高めるにはどうすれば良いか。例えば直接課金するためのエンゲージメントはもちろん減っているのですが、何とかしなければならな

い。また、コンテンツ配信をウェブなどで行うときの緩和を何かしなければならぬでしょう。また、現場に人が集まらないタイプの美術館のめぐり方を考えたときに、では、それをYouTubeのコンテンツとして配信したとしましょう。その残ったビデオにアーティストの作品が映っているとき、その権利は誰にとって益があるかといったら、おそらく、ビデオ撮影者、もしくはそれを配信した人に利益があるのが現状です。映像を通じてしかコミュニケーションできなくなった今、そのアーティストにどのように還流すべきなのかという議論をしなくてはならないと思っています。つまり、何らかの緩和、もしくは何らかの配信コンテンツに対する取決めを緩やかにする必要はないかと思っています。

もう一点、全部のアクションが一度デジタルに変換されているので、非常にコピーがされやすくなり、ポリティカル・コレクトネスが保たれた発言しかできない世の中になりつつあると感じています。これは良いことだとも思っています。しかしその反面考えなければならないこともあると思っています。例えばこの会議を裏で誰かが録音していてもほぼ分からないですし、授業を対面でやらなくなってからの授業というものはビデオ講義のような授業のスタイルになってしまって、研究していることについても今までよりも特許や知財との関連を留意した上で授業中の発言に気をつけないといけなくなりました。つまりブレインストーミング的なやり方よりも、予定調和なオンライン配信、言ってみればオンラインで番組を流しているぐらいの関係性で学生と授業をしなければならないという現状は、活発な授業を届けるという意味で私の中では結構ハードルが高いです。学生とコミュニケーションするのが授業の本質だとすると、良質なコンテンツを届けたいと思う反面、コピーされることを前提で行う会議や授業のスタイルの中でどのように発言者の権利を守っていくかということをしつかりと考えないといけなくなるとも思っています。

次に、教育や授業についてです。私の大学は来週からオンライン講義が始まるのですが、このデジタルデバインドに今、非常に着目しています。私の研究科は情報科なのでパソコンを持っている人が多いのですが、パソコンを持っていない学生さんにとっては、スマートフォンでリモートの授業を受けることは相当ハードルが高いのではないのでしょうか。つまり、おそらく最低でも23インチ以上のモニターとノートパソコンとを複数用意して、かつビデオができるところと自分の部屋など仕切られた場所で受講しなければならない。ある程度裕福な一人暮らしの学生さんならいいかもしれませんが、親からの仕送りが少なく、かつアルバイトができない学生さんには受講に必要な装備を揃えること自体がそもそも難しい。ここでかなり貧富の差が出てきてしまうと思います。また、オンラインの仕組みが整っていない大学で配信されているある講義を見ることでしか単位が取得できない場合、全国のどこかの大学はそれについての良質なコンテンツがあるかもしれないが、その大学はそのコンテンツでその単位を出すしかないという状況があるかもしれません。そう考えたときに今、最適なコンテンツを履修者に届けられているかということに関しては、非常に意識が薄いと私は思っています。つまりデジタルデバインドに対して意識した上で、コンテンツをしつかりと配信できている大学の講義とそうでない大学の講義とではおそらく

格差があるのです。しかしながら、それはどちらも同じ単位として扱われているので、そこについては大学の単位の取り方として考えないといけないと思っています。

あと、もう2点。

まず1点は、今、自分の所属している学会などはほとんどフィジカルでの開催が中止になり、オンラインになっています。そうすると、学会はほとんどメディア性の問題になっており、みんな自宅で研究しにくいのもあって、論文をお金を取らない形でのオープンアクセスにしているところも増えてきています。つまり学会が、これまで購読していないと、もしくは大学で契約していないとアクセスできなかったような論文を全部開くようなスタイルになっています。その中で研究がはかどっているのは、ある程度中堅の研究者だと思います。全世界とテレビ会議でつながって、ある程度交流できるからです。

しかし、若手などのあらかじめコネクションがない人が研究コミュニティーに参加していくことが非常に減っています。総じて今までの人的ネットワークがない人たちに対して、このデジタルデバインドされ得る人たちに対して、どう支援していくかというような触れ方はどこかに折り込みたいです。ピンチがチャンスに代わるのは富んでいる人だけだと私は思っているので、このピンチをチャンスにというだけではなくて、そこをしっかりと考えないといけないなと思っています。

最後の1点が産学連携です。私の企業は大学発ベンチャーで、大学から技術移転を受ける特殊なスキームを組んでいるのですが、ウィズコロナの後で、大企業とベンチャーの関係性が一気に崩れそうだと感じています。つまり、大企業等の資本金力に対してベンチャーの資本金力のなさが極めて不平等な権利関係の契約をするきっかけになりそうだなとか、おそらくは向こうが研究開発予算を絞るとなると今、好況だった研究開発系の、AI系とかIoT系のベンチャーマーケットは、それは知財を含めて非常に弱くなるというようなことです。そういったときのガイドライン並びにそういったものの策定は、先程梅澤委員が仰られていたように、重要になってくるとは思います。

そういうところですね。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

私のほうからは2点申し上げます。特に総論で、局長のほうからお話があったニュー・ノーマルと知財の関係です。

そこの(2)の①のところでコロナの影響等について御紹介があり、また、それに対する対策の御紹介をいただきました。今、中小企業の現状は、私どもが理解している限りでは東京も、それから地方も含めて、大変厳しい状況だということでもあります。それで、ここでは緊急支援、それからV字回復フェーズということになってはいますが、手元の資金について、この緊急支援で助けていただけるということですが、なかなか、それが次のV字のほうに行くかどうかという見通しが全然、先が見えないのが今の状況だと思います。

す。

それは今、接触を8割カットするという政策を進めておられますけれども、なかなか、そうなりますと休業の話も出てまいります。中小企業は非常に今、厳しい状況だということ。それから、もう一つはもともとの根っこのほうとして、感染拡大によって医療の崩壊の話もかなり深刻化していると聞いております。こういう状況を見ますと、やや収束後の話にかなりストーリーをつくっておられますが、やや全体として楽観的ではないかという印象を持っております。それが一点です。

2点目は、4ページのところでございます。③の協働・共創・共助の動きの関係であります。これについてももちろん、このコロナを契機にデジタル化が進むのはそのとおりだと思います。中小企業においてもオンライン会議とか、あるいはクラウドファンディングの動きが出ております。テレワークも、ちょっと力不足ですけども、これに取り組む動きも出ております。

ただ、その動きの中で、知財もこのように、例えばオープンイノベーションでいくのだとか、あるいは特許の開放とか独占権の制限とか、こういう動きがあることを御紹介されていますが、それがまた世界の動きだということも書いておられますけれども、若干、この点についてはもう少し、本当にニュー・ノーマルのほうにこの知財の部分はそのようになっているのかどうかということについて、もう少し冷静な分析等が必要なのではないかと。ファクト・ファインディングも必要ではないかという印象を持っております。独占の制限とか、あるいは昨今出ておりますのは強制実施の話もありますが、これらは全て基本的な特許の権利を制限するということでもありますので、そういう意味で慎重であるべきであるということが一点。

もう一つは、やはりベンチャーにしても、スタートアップにしましても、中小にしましても、やはり技術・特許を生み出すための研究開発の大きな投資をしておりますので、投資の回収という観点もやはり併せて考える必要があるのではないかとということだと思います。オープンイノベーションにつきましても、もちろん、スタートアップと大企業の組み合わせは大変有効だと思いますけれども、他方におきまして、この分野におきましては、若干、私どもが聞いておりますのは、グローバルな企業によるスタートアップの知財の吸上げの議論がかなりファクトとして出てきているということがありまして、今、ガイドラインのお話もありましたが、ぜひ、契約のガイドライン等も早急に整備する必要があるのではないかと考えております。

とりあえず、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後に、川上委員、お願いします。

○川上委員 川上です。

本日配付の資料は本当に中身に書いてあることも漏れもなく、内容もすばらしいと思うのですが、1点だけ発言させてください。

4 ページのほうにも書かれています、国家権力による監視です。そうみなされやすいことが実際に必要な場合もあるということが今回のコロナ危機で表面化してしまったのですが、このように国家権力による監視と個人によるプライバシーの対立みたいな構造で問題を捉えると、今後、解決しないのではないかと考えています。

今、国家の権力による国民の監視は大変危険だという一般認識になっているのですけれども、一方でアップルとかグーグルとか、そういうプラットフォーマーが実は非常に網羅的にデータを監視していますが、それについては便利だし、あまり問題視されていません。

これはどういう状況かといいますと、国家の場合は基本、民主主義国家であれば選挙もありますし、国民が影響を及ぼせる。そもそも国家の目的自体も国民に奉仕することでしょう。そういうところによる監視は危険なのに、営利活動を本来の目的としている私企業による監視は余りみんな危険と思っていない。これは、僕は明らかに認知バイアスだと思うのですが、このバイアスの問題をどうしていくのかというのが、今後、非常に大きなテーマになっていくと思います。

そういうふうに考えますと、この7ページの特に最後のほうの「社会的なアセットとも言うべきクリティカルなデータの私企業による独占をどこまで許容すべきか」ということなのですけれども「社会的なアセットとも言うべき」ではなくて、これは社会的なアセットですというふうに僕は言い切ったほうがいいのではないかと考えています。むしろ、こういう国民の全体の個人情報のデータ共有は社会インフラである。また、今後、社会インフラにしていくということを、大上段にミッションとして掲げるような形のほうが今後の議論を考えると望ましいのではないかと考えました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

前半の議論はここまでとさせていただきます。また後半で戻ってきても結構かと思いますが、後半のほうの御説明に移らせていただきたいと思います。

事務局から、後半の「4. クールジャパン戦略の実行」及び「5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築」について、説明をお願いいたします。

最初は、吉弘企画官からよろしく申し上げます。

○吉弘企画官 それでは「4. クールジャパン戦略の実行」のパートについて、御説明をいたします。

資料の説明に入る前に、先ほど中村伊知哉委員からもお話があったとおり、昨日、これとほぼ同じ資料を用いましてCJワーキンググループにおいて議論いたしました。

その際には、コロナによって甚大な被害を受けているCJ関連分野であったり、文化産業群と先ほど局長が申し上げましたが、そこの存続が危うい。それによってCJそのものの存続が危ういという危機感をもっと前面に打ち出すべきであり、この分野について、大事な分野なので、政府として寄り添っていくというメッセージを強く出すべきだという御意見が多数寄せられたところでした。

昨日の議論を受けて、今、いろいろと書きぶりであったり、物の考え方を変えている部分もありますが、資料としては昨日とほぼ同じものを使っておりますので、その前提で今から御説明をいたします。

新型コロナの影響の部分につきましては、当然、昨日の議論でも御指摘のあったいろいろな危機感というものは我々としても強く持っていて、食や観光も含めて、文化芸術の分野を守っていくことは重要だということについては、今の書き方よりも、先ほど局長が説明した第2章と同程度に、強い危機感とメッセージを発していけるような総論にしたいと思っています。それをするために、やはり当面の措置というもので政府の経済対策をやっていく。それは重要であると。

他方で、反転攻勢、V字回復というフェーズが、いつ来るか分かりませんが、先ほど瀬尾委員がオリンピックのこともお触れになりましたけれども、そういう反転攻勢に向けた準備であったり、次にやることを政府として考えるということも同時に重要だと思っているので、各論として掲げている個別分野はそういう性質のものとして残していきたいと思っています。

重点事項というものは、全般的にクールジャパンの取組を今後進めていく上での重点事項として、これまで議論してきた世界の視点、持続性の確保、発信の工夫というもののなのですが、この3つ掲げている重点事項を4つにしようと思っています。

①として、施策の柔軟性の確保というものを入れるべきかなと思っています。これはコロナの影響によって社会に様々な変化が生じていて、このスピードはとても速い。新たな取組を含めて様々な動きが見られる中で、政府としては既存の政策、既存の施策に拘泥することなく、予算であったり、様々なツールを柔軟に使ってクールジャパンを進めていくことが今、変革が起きている社会の中で一番重要なのだろうということで、重点事項としては柔軟性の確保も含め、あと、ここに書いてある3つを含めた4つに変えることを考えております。

11ページに参考として載せておりますのは、前回の構想委員会においてCJワーキンググループから提案された緊急提言の抜粋でございますが、ここに書いてある危機感が、CJに関連する人たちが今、直面している現実なのだろうということで、この危機感がきちんと反映されるように、CJのパートにおいてもきっちり書いていくということを考えております。

12ページは、提言の中で当面の止血というふうに書いてある部分について、ここは崩壊をしないように、産業が死んでいかないようにということで、今すぐやらなければいけないことというもので、この中でまだできていない、赤く書いてある部分については、関係省庁といろいろ議論をしながらやっていくということを今、考えております。

アフターコロナに向けた生態系という部分につきましては、今回の知財計画の総論と各論の中で、個別の取組に触れるかどうかは別として、物の考え方としてできるだけ取り込んでいきたいという形で今、各論を整理しようとしております。

新型コロナ対策についての基本的な考え方としては、14ページに「短期」と書いてある部分は直ちにやる止血的なものでありますし、「中期」というものは反転攻勢に向けた準備として、オリパラであったり、そういう機会を見据えた上でやるべきことをやっていく。「長期」に関しては、新型コロナの影響は人々の心理面であったり、行動面であったり、日本のブランドイメージの変化など、様々なものがあると思いますので、ここはちゃんと分析をしていくということをやっていくという基本的な考え方で今はおります。

15ページ以降は各論でございますが、先ほど来申し上げているとおり、昨日の議論を踏まえて、若干、各論のたてつけであったりとか中身は変えていくということも考えておりますが、反転攻勢に向けた準備として、政府部内で検討してきたことは生かしていきたいと思っていて、日本文化を代表しているものとしては食であったり、酒。

それで、発信力という観点でいえばコンテンツ、特にロケ誘致みたいなものについては、反転攻勢、V字回復期のフックとして、やはり十分に活用していく必要があると思っております。

文化の活用については、ここは「文化財等の活用」というふうなタイトルを変えようと思っておりますけれども、デジタル技術などを用いた文化財の活用であったり、文化施設の活用というものについて記述をしてございます。

国立公園、錦鯉、老舗といったものについても、各省の取組をベースに、今後の反転攻勢に向けてやるべきことは何かという目でもう少しファインチューニングしたいと思っております。

18ページも、同じようにファインチューニングをしていくという形になろうかと思っております。

関係省庁・関係機関が有する海外拠点の活用というものは、インフラとしてうまく使ってもらおうという視点で、ポストコロナ、インコロナでもそうかもしれませんが、日本のブランドイメージであったり、日本の状況を発信するということも含めて今後、より効果的に活用していくことが必要であると思っております。

最後が、いわゆるCJ機構による資金提供につきましては、新型コロナによってCJ関連分野が被害を受けている中で、CJ機構に期待されている役割は増大していることから、CJ機構がその役割を果たしていく。あと、政府として、いかにサポートしていくべきかということが書いてあります。

この各論につきましては、先ほど来申し上げているとおり、昨日の議論も踏まえまして、あと、今日のいろんなフィードバックも踏まえまして、今後、反転攻勢であってV字回復というときに、我が国としてクールジャパンという観点で何をすべきかという視点でファインチューニングをしていくことにはなろうかと思っておりますが、資料としては昨日議論になった資料と同じものを御説明さしあげました。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、田淵参事官、お願いいたします。

○田淵参事官 では、続きまして「5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築」について、先ほどのクールジャパンと若干重なる部分もありますけれども、説明いたします。

柱としては4つございまして、デジタル時代のコンテンツ戦略、模倣品・海賊版対策の強化、デジタルアーカイブ社会の実現、そして、ロケ環境の改善等を通じた国内外の映像作品支援についてでございます。

次のページをお願いします。これは先ほど来の話と若干重なりますが、新型コロナウイルス感染症は、ライブエンターテインメントをはじめとしてコンテンツ産業に大きな影響をもたらしております。こうした局面において、例えばデジタル技術を駆使して、電子チケットを活用したライブ配信を市場展開するなどの動きも見られるところでありまして、新たな柔軟で多様なビジネスを生み出すなど、デジタル時代におけるコンテンツのイノベーション、社会的な変革を加速化していくべきというところをまず冒頭に置いております。

特に具体の施策として、素案の53ページにも掲げておりますけれども、例えばライブ公演の収録映像を活用した配信支援、あるいは先ほど来、御指摘のありましたオンライン教育推進のための改正著作権法の円滑な運用。こういったところを具体的に盛り込んでいるところでございます。

また、パワーポイントのほうに戻っていただきまして、デジタル時代のコンテンツ戦略①と②と2枚にわたっていますが、主には3つの大きな柱に分けることができると思います。コンテンツ分野における制作環境の改善。それが①のほうの真ん中の2つのポツ。

それから、①の最後のポツから次の22ページにかけてが海外展開に関する施策の考え方でございます。

最後、コンテンツ戦略②の3つ目のポツが、デジタル時代に応じた著作権に関する政策・関連政策の推進ということで、先ほど来、コンテンツの配信に係る御意見を委員からいただきましたが、そういったところにも関わってくる検討を進めることとしております。

次が「(2) 模倣品・海賊版対策の強化」でございます。こちらも、このコロナウイルスがライブエンターテインメントを初めとしたコンテンツ産業に大きな影響をもたらしている中、海賊版対策というものはコロナ禍においても、また収束後においても、その反転攻勢時においても重要な政府の課題として取り組むことが必要であると考えております。

特に3つ目のポツ以降の、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策の重要性はこれからも引き続きあるということで、昨年10月に公表した総合的な対策メニュー及び工程表に従って、これを着実に実行していく。

4つ目のポツですけれども、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制など、できることから取り組むとされている第1段階の対策については、これらを着実に進める。

第2段階の対策のうち「リーチサイト対策」及び「著作権を侵害する静止画（書籍）の

ダウンロード違法化」については、著作権法改正法案が提出されているところでございます。

また、第3段階のブロッキングについては、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討することとしております。

次のページに行ってくださいまして「(3) デジタルアーカイブ社会の実現」でございます。こちらも、このコロナウイルスの影響によるテレワークのニーズの高まり、そもそも、それ以前からありました産業界におけるデジタル・トランスフォーメーション。そういった社会情勢の変化は、デジタルアーカイブのニーズをさらに高める機会となっております。

3つ目のポツですが、分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」というものをこの夏までに公開予定でございますし、さらに一番下で、東京オリンピック・パラリンピックが延期になりましたけれども、これに併せて、デジタルアーカイブの多言語化、また、多様な分野や地域の文化的資源等のデジタルアーカイブとの連携推進ということについて引き続き取り組む。

また、素案のほうで少し具体的に御紹介したい施策、アーカイブの関係で、図書館の関係になるのですが、58ページの「(4) ロケーション撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援」というところのすぐ上ですけれども、今、図書館が閉鎖されているような状況にありますが、そういった中で図書館等が保有する資料へのアクセスをどう容易化できるかという検討もこれから取り組んでいくこととしております。

またパワーポイントのほうに戻っていただきまして、最後の「(4) ロケーション撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援」です。これも先ほどクールジャパンの説明のときも少し触れましたけれども、コロナ収束後の話になりますが、この一番下にありましており、我が国経済の反転攻勢というところで、ロケというものはロケ誘致、特に外国からの例えば大型映像作品のロケ誘致というものは非常に重要な施策になってくると考えておりますので、この辺りについても取り組んでいくこととしております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明がございました後半の内容について、前半と同様、意見交換をさせていただきたいと思っております。御発言される方は、前半と同じように「挙手」ボタン等を利用していただければと思います。いかがでしょうか。

梅澤委員、お願いします。

○梅澤委員 ありがとうございます。

まず、吉弘企画官からいただいたクールジャパンに関してで、背景と昨日のやりとりは御説明いただいたとおりで、全体に書き直す上で、その危機感、それから、このクリエイティブコミュニティに寄り添うメッセージをしっかりと出していただきたいというふうにお問い合わせをしました。

それで、11ページにありますクリエイトジャパンワーキンググループからの提言。特に、このステートメントの部分。これを取り込んでいただいて、感謝をしています。多分、これをこのままの形で報告書と要約版に残していただくと、恐らく見た人が我々が持っている危機感をちゃんと感じてくれるかなと思うので、そういう形でぜひ最終化いただければと思います。

それから、14ページの短期、中期、長期ということで3つに分けて書かれています。これはさっき瀬尾委員が言われたことにも関連するのですけれども、今、世の中で言われているインコロナ、ウィズコロナ、アフターコロナという、本当にアフターコロナが来るのかどうかも分からないと言う専門家が相当います。そうだとすると、ウィズコロナのまま、我々は暮らしていかなければいけないということかもしれない、そのときにクールジャパンをどう深化していくのかを考え続けなければいけない、あるいは試行錯誤を続けなければいけないというのは、これからの多分1年間ぐらいの期間なのではないかなと思います。

その視点に立ったときに、このCJの取組を長期で深化しますとV字回復をしますというふうに書いているのだと思うのですけれども、もう少し踏み込んで、例えば観光産業であれば、密集を避ける社会だとしたら顧客単価を大幅に引き上げるような観光産業にシフトしなければいけない。具体的に言うと、富裕層観光という形で成立させていくかということが今まで以上に大事になります。あるいは文化産業をデジタル化し、そのデジタルシフトしたもので世界に配信をして新しい顧客層を取りに行くという、今までのクールジャパン戦略よりも組み込んだ深化がやはり求められるかもしれない。

こんなことを今回もやはり問題意識として、この15ページ以降でも各論で書き込んでいくべきタイミングなのではないかなと思います。我々の出す報告書は6月に世に出るわけですが、これから半年後、1年後に振り返ってみたときに、何とどのんきなことを書いているのだろうと思われるようなものは出すべきではないし、それから、我々の深化に向けたメッセージとして余りにも踏み込み不足のものもやはり出すべきではないと思っています。

それから、後半の田淵参事官がお話しされたコンテンツクリエイションに関して1点だけ、音楽の配信の議論をずっとしてきたと思います。それで、その許諾権的な権利体系から報酬請求権の体系にということで今回、特に音楽分野はみんな、配信モデルにシフトしています。特にDJ・アーティストがやるオンラインのイベントになると当然、いろんな形で著作権上の問題に実はぶつかっていると理解をしています。

当然、彼らはライブで顧客の反応を見ながら次の曲をセレクトしてかけるということなので、これは事後的な報酬請求権でやらないとどうしようもないということと、それから、録画したコンテンツをまた二次利用することにもなるので、そこのところも多分、著作権上の問題があるのではないかなと理解をしています。具体的にどうするかは専門家の方々に議論をお任せしたいと思いますけれども、いよいよ問題として顕在化してきているとい

うふうに理解しています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、大崎委員、お願いいたします。

○大崎委員 事務局の皆様、ありがとうございます。このコロナの状況の中で、大変お疲れさまでございます。今日お聞きしていきまして、具体的に明確になってきたと思います。いろいろ御努力をいただきました。

前提といいますか、雑多みたいな意見になりますけれども、このコロナの経験の中で、いわゆるコンテンツの制作とか、コンテンツそのもののあり方みたいなものはあるのではないかなと思っています。コロナ前はリア充という言葉に代表されるような格差の対立みたいなものがあって、結構、世の中といいますか、一人一人が自律神経の交感神経優位みたいな感じで過ごしてきたと思うのですが、このインコロナの中で、私などもおやじのスローライフではないのですけれども、学生時代の下宿のような感じで過ごしておりまして、3食作って、食べて、お皿を洗って、洗濯機も何回か回してということのスローライフ、副交感神経優位の日常を送っています。そういう意味では5Gと副交感神経優位みたいな気分の中でいろんなコンテンツを考えたり、そもそもの存在みたいなこともあるのではないかなと思います。

そういうふうに考えますと、喜連川委員のおっしゃった根源的な問いの書き方みたいなことも、エンターテインメントの人たちの中でも少しは変わってくるのではないかなと思いますし、落合委員がおっしゃっていたアートと音楽の役割みたいなことも何か変わってもいいのではないかなと思います。何にも増して、SARSのときに、梅澤委員のお言葉にもありましたように、それぞれの個人や組織はスピード感を持って実行していくといいますか、実装していくみたいなことがすごく大事ではないかなと思います。エンターテインメントの部分で言いますと、やはり自らできることをするという自助と、周りの人たちと一緒にあって共助するということは大事なことで、公助を求めるといのは少し違うのではないかなと思っています。

べたな言い方をしますと、僕たちのお笑いタレントは今まで地上波の放送局さんのゴールデンの番組に自分たちの名前がタイムカードに残っていて、貼ってあって、名前がついた番組をするのが大きな目標で、そこで視聴率の競争、0.1%勝った、負けた。コロナの中でも感じたのですけれども、最近の若い芸人の人たちは、2～3日前から当社も始めているのですけれども、自宅劇場みたいなことをやっております、その中でまだスタートしたばかりなののですけれども、それぞれが公共性といいますか、社会性も含めて、漫才ができるようにということを考え始めていますので、このコロナ、アフターコロナの中で非常にコンテンツとは何なのだろう。その存在意義は何なのだろう。いろんなコンテンツをつくってもいいのではないかなというふうに、いろいろ工夫すべき時期に来ていると思います。そういう意味では、国側の後押しをしてくれるシーンの中で、気分といいますか、

気持ちといたしますか、そういうことを伺ってみるといいのかなと思って、これからも注視していこうかなと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

今の「5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築」については、スライドの23ページの「(2) 模倣品・海賊版対策の強化」の最後に「第3段階のブロックングについては、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」と書いてあります。詳しくは本文の58ページになると思うのですが、あくまでも、ここに書かれているのは去年の2019年10月にまとめた内容の抜粋ですので、むしろ、その後の本年度においてどうするかということが要約としてのスライド23ページで書かれるべきことではないかと思います。

今、大崎委員から、ほかの論点でもスピード感を持って実装していくことが大事というお言葉がありましたけれども、私はこの海賊版対策においても、やはり「状況を見ながら検討」というのは去年の段階であって、今年の計画2020においては、検討をスピードアップして実効性ある対策を強化していく、というように、スライドの23ページも本文の58ページも、そういう形で去年とは違う、一歩前進の書きぶりをしていただけないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、堀委員、お願いいたします。

○堀委員 事務局の皆さん、ありがとうございました。また、クリエイトジャパンワーキングの皆さん、提言をまとめていただいてありがとうございます。どういう激論になったのか、ぜひ聞いてみたかったと思います。

全体として、エンターテインメントの業界のお話をさせていただきます。

現在、人が集まることが目下、あらゆるものの中で優先して禁止される。それは多分、スーパーとか公園などにも波及している中で、エンターテインメントに関しては配信というものができるのは、過去の映像は場合によっては権利の処理ができたものはやっている。これは歌舞伎とかもそうですし、舞台の中の一部は外国作品でない限りは配信しているという現状が生まれています。

ただ、新しいもの、ナウなものといえますか、今のものは1人でやれるものと総合芸術的なものと明確に分かれてしまっている。実際、アーティストでも1人で自宅で演奏できる人はやっておりますし、それぞれの楽器のパートを重ねて一つの作品的に見せるということはやれる。もちろん、お笑いの芸人さんもそうですし、ただ、どうしてもドラマとか演劇とかミュージカルとかというものに関しては全くそれができない。改めてライブハウスからバンドを無観客でライブ配信すると、どうしてもスタッフがたくさん来てしまったらそれが密になるということで、それは実際控えている状況です。

これがいつまで続くのか。アフターコロナというお話がありましたけれども、完全に収束するまではアフターコロナとは言えないという前提で考えると、今回の内容は非常に希望的観測が多い。今、私どもの会社でも、V字というものはVになる状況が見えない限りは言えない状況でありまして、これがU字になるのか、L字になるのか、W字になるのか、平仮名の「し」の字になるのか、全く予想がつかない中で毎日経費だけが出ていくという状況です。

先ほど宮島委員から御指摘もありました、チケットの払戻しをしなかった方の税控除の件に関しましても、私どもで2万人ぐらいの規模のミュージカルを中心にして実際に返金を求めなかった方はわずか数人です。ただ、この方に対して税額控除を申請できるような署名を出さなければいけないので、その方にいちいち御連絡をして、税控除を受けますか。受けるとしたら、この証明書が必要ですよということをチケットセンターの人間が説明しなければいけない。現在、ホリプロという会社だけでも数万人単位の払戻しの対応をわずか20人ぐらいのチケットセンターの人員で交互にやっております。この返金の仕方も、それぞれのカード会社が違ったり、コンビニ決済であったり、郵便振替であったり、全部違う方法をやらなければいけないので、一人一人と対応しなければいけない。その上、この税控除の話が少ない知識の中でお客様に説明するのは大変な負担になっています。

もう一つ、V字回復の暁にはチケットクーポンを出しますというお話も国会の先生方もされておりますが、このクーポンははっきり言って必要ありません。これが1年なのか、2年なのかのライブ・演劇等ができない状況があったときに、必ずお客さんは来ます。人気のあるものから順番にチケットは即、売切れになるでしょう。その方が1万円のチケットのうち2,000円のキャッシュバックを受けても我々には返ってこない。この1年間で、ひょっとしたら倒れる会社もたくさん出てくる。その場合には多分、V字ではなくてL字回復、回復しないままになるのではないかと。

なので、将来の話よりも今、生かすことのほうが重要で今、スタッフたちに対しては、演劇を仮に中止した場合でも、最低でも50%ぐらいの補償をしています。先ほど梅澤委員からあった、中堅の会社がだんだんきつくなっていくというのは、まさにうちの会社などもそうで、収入はないのですけれども、スタッフの支払いだけはしている状況が続きます。仮にこれが半年で規制が緩和されるということがあっても多分、劇場は前後左右2メートル以内に人がない状況で舞台を上演するという仮になった場合、やるだけ、ただ赤字になるということになるので、多分やらないでしょう。ましてやライブハウスは、この密の話が続く限り、お客さんの危険を感じて再開のめどが立たない。これが半年か1年になれば、多くのライブハウスの事業者が撤退することも考えられます。

アーティストたちに対する国の補助が公的な資金から出ていいものかどうかという議論はあるかもしれませんが、海外在住の日本のアーティストにも、ニューヨークなりベルリンでは即、3月の末に1,000ドル以上のお金が入ってきている状況を聞くにつけ、彼らから見て、日本のクールジャパンというものは冷たい日本の略ではないかと言われるぐ

らしいの寒々しい気がするそうです。恐らく、そういう中で海外展開ということは今はとても考えられないし、V字になるとしたら、短期にこのコロナが収束する。L字にならないように、何とかU字にする。最悪でも平仮名の「し」の字にするということぐらいしか今は考えようがない状況なので、この希望的観測については余りV字ということを我々、エンターテインメントには強調されるととても困惑いたしますので、そこら辺の書きぶりももう少し、もっと逼迫した危機感が書いてあるとありがたいなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中です。ありがとうございます。

CJのほうは、梅澤委員や中村委員に本当に御尽力いただいて、力強いメッセージを出すことができていると思っています。前半のほうに戻りまして、資料6ページ目、ニュー・ノーマルのところで、「地方にとってアドバンテージという側面もある」との表現がありますけれども、この辺りとか、消費動向を鑑みますと、根拠が示されておらず、本当に果たしてそうなのかなと思う面があります。これがアドバンテージになっていけるかどうかはコンテンツ次第のところがあるでしょうし、やはりそれを担う人材や、今もお話にあった小規模のところも含めた企業、組織、劇場などのエンタメを提供する方々の力があると思います。ぜひ、CJWGの提言・ステートメントも含んで、この具体的な書込みが前半の知的財産推進計画2020のところの中にも入ると、この危機感の顕在化と意思表示にもなるかと考えます。何か少しリンクさせるような表現を入れていただけるとありがたいなと思いますので、御検討いただけたらと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員、お願いいたします。

○瀬尾委員 先ほどもちょっと申し上げたのですがけれども、今の段階で、先ほど堀委員がおっしゃったように、まずともかく今の状態でエンタメ関係、コンテンツ産業の人間を生き残らせるのはともかく至急必要で、これはお金を出すしかないの、まずこれをやって、現在のいわゆるインフラを維持することが急務だと思います。これは絶対必要なのです。

その次に何があるかといいますと、これまでインバウンドとか、いろんなことを言っていたのですがけれども、基本的にはリアルな人が地方に行くとか現実の動きを基にしていたのですよ。私、実は10年ぐらい前に一時、すごくネットゲームにはまりまして、3Dのネットゲームで、ネットの中で自分が3Dでいろいろやるわけですよ。それは10年前でも物すごく、リアリティーがありました。やはり今、例えばバーチャルなライブハウスがあって、そこに実際、エンターテイナーがいて、みんなバーチャルな、自分たちが参加して体験するとか、そういうことが新しいテクノロジーの中で可能となってくると思うのです。

私は来年のオリンピックに向けて、5Gとバーチャルリアリティーと、それから実際の、体は家にいるのだけれども、実体験をしているかのような新しい体験を提言していくとい

うことを多分、余り国家レベルではやっていないと思うので、そういう形できちんとこういうふうな、家にも楽しめる、自分がいなくても楽しめるということに分散していく。そしてまた、行くときには行く。これをきちんと切り分けた組み合わせの中でやっていると、今回みたいにインバウンドが全滅すると地方都市が全滅してしまうみたいなことになっても困ってしまうわけなので、そういうところとカップリングさせていく。それが必要かと思います。

それで、カップリングさせていくいい例というものは「Pokemon GO」でもあるし、それから、今の「ドラゴンクエストウォーク」でもあるけれども、バーチャルと実際のリアル情報を結びつけていく試みには成功例がありますから、そこら辺をうまく使っていくことが重要かなと思います。それを来年の夏までにいろんなことを準備していくということを進めていくべきではないかなと思っています。

最初は、現状の出血手当て。2つは、少なくとも1年後を見据えた、テクノロジーと融合した新しいエンターテインメントの提案。

それから、最後にもう一つ申し上げたいのは、これから教育が遠隔になることになります。そのときにいろんな問題が出てきています。これは授業とは関係ないのですが、読み聞かせというものが広がっていて、子供たちが家にいて絵本を読むわけです。その読んだ動画をネット、YouTubeとかに上げて、それをアフィリエイトで稼ぐとか、最初は善意だけだったのですが、今はやはりアフィリエイトのための読み聞かせ動画みたいなものはたくさん上がっています。許諾がなければ完全な著作権法違反です。そういうことがどんどんバーチャルになっていくと、みんなそこでお金を稼ぐように集まってきてしまうので、海賊版対策とか著作権の取締りが極めて重要になります。

それと、これまでのようなものよりも一歩、二歩進んだ重大な犯罪なのだという認識で海賊版取締りも必要になってくると思います。ですので、海賊版の今、リーチサイト対策のところまで来ましたが、さらにもう一歩、二歩進めるということも、そういうふうな視野を持って海賊版をきちんと今から対策していかないと、実際のバーチャルリアリティーや何かは本当にできてくるときには海賊版によって潰されてしまうことにもなりかねない。

私は、その3点ぐらいをこの1年の間に進めていくべきではないかなと思っています。2番目のコンテンツについては、専門家の意見を聞きつつ、より広範にしていくべきなのかなと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。

私のほうから、文化の享受者の側から申し上げたいと思います。

先ほどの横長の資料の御説明とか、あるいはその前の総論のところ、ニュー・ノーマルの関係で②、文化産業支援のようないろんな御説明がございましたけれども、やや現状

でいいますと、2月26日に安倍総理のほうから、全国的な文化イベントは今後2週間中止という方向の要望・要請が出されました。それが結局、2週間に終わらずに、ずっと今まで続いてきているということで、地方の関係は大変、このイベントをする側も、それから、イベントに参加する人たちも両方とも非常に逼塞した状態があるということでございます。そういう中で、この文化につきましては、そういうときの役割が非常に大きいということがございます。

一つは東日本大震災の10年前の例ですけれども、やはりあの日、被災地域のほうに非常に多くのアーティストの方がボランティアあるいは有償の場合もあったと思いますが、入れ代わり立ち代わり行かれて、それで被災者を慰め励ましたということがあります。それから、昨今の今回のコロナの関係でも、私どもはテレビ等で見ておりますのは、イタリアとかフランスとかアメリカとかでアーティストの方が封鎖された地域にこもっている住民の方々に対して歌を歌ってあげたり、あるいは出前の音楽を演奏してあげたりということをやっておられるということがあります。そういうことを見ていますとややちょっと、この文化というものは心のよりどころというよりはもっと力強いものではないか。そういうことがちょっと表現の中では余り十分に書かれていないのではないかという気がいたします。

これについての今、非常に困っているといった意味で対策を書かれております。これは横長の紙の12ページのほうに書いておりますけれども、これはもちろん資金繰り、雇用調整助成金、賃料、そういうことが全部書いてある。それから、持続化給付金もありますが、実はこれはコンテンツ、文化に資するようなものではなくて、およそ中小企業に対してこれを出すということを言っているだけで、私どももこういうことを要求しましたし、また中企庁と、あるいは厚生労働省でいろいろな努力をしていただきましたけれども、これは全般的、一般的な政策でありまして、本当にコンテンツとか文化が重要だと思えば、それスペシャルの政策というものを、柱を出すべきだと私は思います。それがどういう形であるのかというのはほかの国の例も参考にしてやればよいと思いますが、ちょっとそういう点で今、この資料を見ていますと、全体として、着眼点はいいと思いますけれども、その危機感がやや弱いという感じがいたします。

1929年の大恐慌のときですが、たしかニューディールをやったときに、その中に文化振興というものかなりそういうものをこ入れされたという歴史があったと思います。これは多分、文化庁のほうがよく御存じではないかと思いますが、そういう過去の例も調べて、もし、この部分を強化していただければと思います。それが非常に地方に対してもプラスになってくると思いましたので、発言いたしました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、落合委員、杉村委員、中村委員まで、少し5分ぐらいは延長になりますけれども、その順番でいきたいと思っております。

まず、落合委員、お願いします。

○落合委員 落合です。こんにちは。

幾つかあるのですが、まず1つ。アフターコロナを考える前にウィズコロナが重要という話が今まで出ているのですが、それに対する労働衛生と公衆衛生のマニュアルとコンテンツ配信というものが表裏一体の関係だと思っています。例えば今、大規模クルーで撮影しようと思ってもできないですし、生配信をしようと思っても密な環境以外で配信したことがない人たちも多いと思います。つまりはどのような環境でリモートならばやっていいのか、やってはいけないのかのようなルールをしっかりと作っていかないと、デジタル化しようとしているものの、実は正しくないデジタル化をしている人がより多くなると思っています。

私の事例ですと、経済産業省と共に「The New Japan Islands」というサウス・バイ・サウスウェストの日本館を毎年作っていたのですが、今年はコロナの影響で中止になった後、日本科学未来館でオンライン配信に切り換えて開催しました。その際、労働衛生のチームをつくり、感染症学会などに入ってもらい、安全衛生マニュアルを作成して、その上で公衆衛生と労働衛生を守りながら実施するのが必要ではないかと考えて開催しました。今、群馬県からその時の安全衛生マニュアルをベースにしながら、イベント再開マニュアルのようなものを独自に作成しているのですが、そのようにウィズコロナの中で開催していく上でのマニュアルはどのように作っていくのかはおそらく、我々が考えないといけないことだと思います。

もう一つが、先程どなたかから出たと思うのですが、ウィズコロナの中のエンターテインメントは、ファーストクラス型のエンターテインメント、ビジネスクラス型のエンターテインメント、エコノミークラス型のエンターテインメント、そして、リビング型のエンターテインメントと分かれていると考えています。ファーストクラスとリビングの違いは、例えば歌舞伎を見るにしても「リビング」ではフルデジタルかつデリバリーのものを食べながらの自宅のリビングという環境で、「ファーストクラス」ではおそらく、一人当たり100万円くらいを払って10人くらいで実際の会場で幕の内弁当を食べながら歌舞伎を見る、というようなイメージです。これは格差の話なので、ポストコロナにおいて、どうすればスマートフォンしか持っていない人に対して、先程の「リビング」で鑑賞するという以上に文化的な最低限度のものを届けられるかの、例えば無料で配信すると助成が得られるなどといったような施策は考えなければならないと思います。つまり、多額のお金を払わないと見られない、もしくはデジタルでしか見られないという状態は、私は不健全だと思っていますので、どのくらい助成すると何が起こるのかというところはスキームを考えなければならないなと思っています。

もう一つが、配信やコンテンツの流通ということ考えた時に、例えばオンラインサロンや、ネットのコミュニティーであるなど、多少でもお金を取っているSNSは世の中に多数あると思います。例えば500円の会員のみに対して限定配信するようなものも、現状営利目

的に入ると思っているのですが、そういった観点ではフルデジタルに閉じた今、例えば500円の会員が2万人、3万人いるような状況は多くあると思います。そういったときに、営利目的とは必ずしもいえない配信などがあるのではないかと私は思っていて、例えばそのような人が運営しているようなものの中で配信していくところを考えたとき、そのコンテンツで稼いでいるお金は別に大したことないわけです。例えば新聞に載って物が届くときに、新聞は買っているが、それは営利目的で報道されているのかとか、そういう観点と同じように、個人がある一定のサブスクリプション型になっていて、お客からエンゲージメントを取られるような形になっていかないとクリエイターは生きていけないので、おそらくそうなるのです。そうしたときに、他社コンテンツの実例で言及するとき、それは営利目的の配信になるのかと言われたら、私はそれは営利目的の配信ではないと思うのですが、そういったことの線引きはどこかにつくらなければならないと思っています。

もう一つ、今、クールジャパンで言わないといけないことの一つはダイバーシティーだと思っています。オーディオ、ビジュアル、デジタルになったときに、はっきり言って、視覚障害、聴覚障害のある人とか、あとはそこにアクセスしにくい人にとっては非常にダイバーシティーが低いと感じています。まず当座、それをデジタルに変換することに注力されているので、例えば字幕をつける、副音声をつけるなど、そういったものは、一旦おさなりになっていると思います。それを行うことをどう支援していくのか、逆に言うと、そこに目配りをしているという態度は非常に重要だと思います。

あと2つ。私はメディアアートをずっとやっているのですが、エンゲージメントの作り方が変わってきているように感じます。つまり今までだと、現場で最高にいいものを、デジタルとアナログを合わせて最高のダンスだったり、最高のステージだったりをつくるのが仕事だったのですが、それをデジタルで配信するとなると、もはやそれというのはネットフリックスの動画1本と余り変わらないので、キャッシュポイントが非常に作りにくい。そうなってくると長期にわたって、例えばそのプロジェクトに密着して配信して、お客さんを最初から入れた状態で何時間も何日も何か月も配信していったほうがエンゲージメントは取れるのですが、その中で配信してよいものとよくないものもあります。それは、ドローン飛ばせないであったり、デジタル側に移行するときに対応できない権利の問題であったり、使ってはいけない機材、密になってはいけない等の幾つかの障壁があるからです。そういったとき、そんな全てのものがドキュメンタリーのようになって、エンゲージメントを高めていくといった施策が普通になったときにやるべき方法論については考えないといけないなと思っています。

最後の1つは、こういうときによく出てくるテクノロジーの楽観論を私は全く信用していません。つまり、VRになれば解決する、5Gになれば解決するわけがないのです。今、テレカンファレンスが普及した結果、大画面などが導入されたので、しばらくはVRに行かずに、逆にこの状態のフラットなコミュニケーションが行われるような気がします。また、5Gツールでいくかと思ったら、光回線が繋がっているユーザーに関しては遅延が発生し

て、そもそもアンサンブルは5Gでもできない。かつ会議ツールしか我々はつくってこなかったもので、このような世の中の流れでいったら、エンターテインメントがないがしろにされるのは当然ともいえるかもしれません。しかし、ここを何とか、今あるもので、どのように使って導入していくかというところの模範ケースか、ツールケースか、そういったものを、無料でノウハウを公開するようなことをしないといけないと思います。それを調べて実施していくユーザーは相当スポイルされてしまうからです。ここに関しては表明しないといけないと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村です。

1点だけ、パワーポイントの18ページ、クールジャパンの施策ですけれども、昨年、中核組織の設立が求められまして、項目の、クールジャパンの多くは民間が成果を出すものでありまして、政府が明確な形のアウプットを出せるのはこの1点だと思うのです。民間からは政府の本気度というものがずっと求められて問われておりまして、せめて、それぐらいはアウプットとして出すべきだと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

手が挙がっているのは、喜連川委員、手が挙がっていますか。お願いします。

○喜連川委員 喜連川です。

先ほど大崎委員からも根源から考えるということに御賛同ただけて、大変うれしく感じている中で一言申し上げたいと思いますが、先ほどは2代前の京大総長の話をしましたが、現在の九州大学の総長、久保先生とおっしゃるのですけれども、この先生と何となくお友達で、実は前回のサイバーシンポジウムで御講演をいただきました。

久保先生は、実は心療内科学会の理事長をなされて、つまりメンタル系の元祖は、実は東京大学ではなく、京都大学でもなく、実は九州大学で、九州大学は心療内科という疾病領域の言葉をおつくりになられています。その中で久保先生にメンタルヘルスについて御講演をいただきました。オンラインで、新入生など特に友達もいないわけですから、そんな子が引き籠もってしまったとき、どうすればいいのかということでお話をいただいたのです。それを長く話すわけにはいかないわけですが、一言で言いますと、医学的にストレス配下ではノンストレス配下に比べてかなり感染される割合が高いという定量的な論文が出ているということです。

したがって、いかにリラクゼーションするかというのが重要な中で、ここからポイントなのですけれども、久保先生は何とおっしゃったかといいますと、やはり時々、落語を聞くのがいいですということをおっしゃられました。漫才などではなくて落語というところがちょっと微妙なところはあるかもしれないのですが、ぜひコンテンツ業界が苦境に立

たされている中、大変恐縮ですけれども、そういうこともちょっと御配慮いただけるとありがたいかなと思います。

この中で我々が議論してきたことは、今のビジネスモデルというものはループが大きくなっているということなのです。何でそんなものを提供しなければいけないのだとおっしゃられる可能性があります、私どももいわゆる7大学というものは、実はこの間、NHKが東北大学のLMSという学習システムがダウンしたというのを大きく取り上げていたわけですけれども、あんなものが落ちて全然どうということはない。落ちて当たり前みたいな話なのですが、ようやく旧7帝大で大分、そのシステムが安定するようになり、そうすることによって、いわゆる86の国立大学にそのスキルを伝授するとともに、一定程度のパワーを高校生にも出せないかということを考えています。

こんなふうに、必ずしも我々が全部いいとするわけではなくて、その中での出せる資源をどんどん近隣の空間に対して御提供するというアティチュードは決してけちけちせず、できるだけことをやろうと思ってやっているということは御理解いただけるとありがたいと思いますし、そんな中には健常者でなくて当然、障害者の話がありまして、東京大学のバリアフリー支援室長からも非常に深いお話をいただいたりしている次第です。

ちょっとそういう意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉村委員は御退室ですか。分かりました。

では、今の時点で一通りですか。御発言される方は大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

時間が来ておりますけれども、それでよろしければ、後半の意見交換はここまでとさせていただきます。大変貴重な御意見ありがとうございました。

冒頭のパート2のところの流れというのが、後半の各論のところにもう少しうまく接続していくということが全体としては重要な御指摘だったと思います。本日の議論を踏まえまして、この知的財産推進計画2020の取りまとめを含めて進めてまいりたいと思っております。

今回は、事前にお伝えしておりますが、5月14日に開催をするという予定で、そこでまた素案についての議論の予定であります。

三又局長のほうから総括をお願いできればと思います。

○三又局長 皆様、本当に今日はありがとうございました。一つ一つ、大変貴重な御意見をいただきましたので、最大限、皆様の御意見を取り込むべく、ちょっと文章とか資料をこれからしっかり見直して書き直す、大幅に書き直すところもあるかもしれませんし、作っていきたいと思っております。

それで今、座長からありましたように、今回は5月14日に予定をしております、その前に、これは全てウェブ会議みたいな形になるかもしれませんが、従来、委員会をやる前に個別にお伺いして御説明していると思っておりますが、それをウェブ化した形で14日の前に一応、一通りといいますか、委員の先生方お一人お一人に何らかの形でコンタクトし

て、今日の議論を踏まえてこういうふうに直しましたという御説明をした上で14日を迎えたかと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

これで本日の会合は閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

事務局、よろしいですか。

○三又局長 三又です。

今日は本当にたくさんの御意見をいただいて、ちょっと途中、音声若干きちんと聞こえなかったところとかがありましたものですから、必要に応じ、音声そのものが聞こえなかったところも若干あるのですけれども、個別に御発言した御趣旨とかを確認させていただくようなことがあるかもしれませんので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、ちょっと延長いたしましたけれども、本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございます。